平成２１年（フ）第４２号
群馬県利根郡片品村大字花咲2789番地223
債務者　伊藤　順子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
埼玉県三郷市さつき平１丁目５番２―1004号
債務者　氏家　美佳（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３８３号
埼玉県春日部市大畑101番地　第３押田ハイツ105号
債務者　斉藤ウルドゥファ
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
埼玉県三郷市鷹野１丁目239番地２
債務者　鈴木　元紀
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
岡山県倉敷市玉島柏島3977番地15
債務者　篠原　豊彦
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
岡山県倉敷市玉島柏島3977番地15
債務者　篠原　　泉
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１４２５号
札幌市西区西野３条９丁目７番２号
債務者　渡部美代子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４２６号
札幌市東区北50条東14丁目１番11号
債務者　竹村　耕子（旧姓渡部）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０３号
札幌市清田区美しが丘２条８丁目14番７号　ハウスＦ－７号
債務者　佐々木幸次
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８３号
札幌市清田区北野３条５丁目11番６号　タイムズウィンド北野Ｎｏ．２―101号
債務者　松尾　泰祐
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０１２号
札幌市豊平区平岸４条16丁目１番15号　ハイデンス平岸416―110号
債務者　似内くめ子
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６９号
札幌市北区北31条西12丁目２番13号　メゾン北斗213号
債務者　石毛　一廣
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７９号
北海道千歳市北陽３丁目５番10―306号
債務者　今野　　明
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１８０号
北海道千歳市北陽３丁目５番10―306号
債務者　今野　美里
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１４号
札幌市北区北34条西４丁目２番５号　ハイツ若草102号
債務者　石井真由美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２４号
北海道北広島市大曲並木３丁目10番地10
債務者　内海　克枝（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２４８号
札幌市豊平区平岸４条８丁目６番１―410号
債務者　岸　　秀美
1　決定年月日時　平成21年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部